

食の自立支援事業

心身機能の低下等に伴い調理が困難となっている高齢者等に対し、栄養バランスのとれた弁当を配食することにより、当該高齢者等の健康保持を図るとともに、あわせて安否確認も行います。

【内容】

月曜日から土曜日まで夕食用の弁当を、町が委託した事業者が配達します。

利用可能な食数は、対象者の状態等に基づき決定します。

【利用料】

1 食当たり 400 円

【対象者】

おおむね 65 歳以上の高齢者等で心身機能の低下等で、調理が困難な次の要件に該当する者

- ① 単身世帯の者
- ② 同居家族等はあるが同居者が障がい者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者